

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の概要

1 調査の目的

○我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施
(調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査として実施)

2 調査の対象等

(1) 調査の対象：全国の満16歳以上の個人 (2) 報告者数：約2万人(住民基本台帳を母集団とした無作為抽出法により選定)

3 調査事項

[孤独に関する事項] 孤独感(UCLA尺度・直接質問)、継続期間、これまでに経験したライフイベント(家族との離別・死別、人間関係の重大なトラブル等)、社会や他人とのかかわり方の満足度

[孤立に関する事項] 外出頻度、外出目的、行動範囲、社会的交流(家族・友人とのコミュニケーション手段や頻度)、社会参加(活動への参加状況)、各種支援の状況、他者への手助けの状況

[その他関連事項] コミュニケーションツールの利用状況、不安や悩みの相談相手の有無、不安や悩みを相談する際の感情、心身の健康状態、コロナ禍におけるコミュニケーションの変化・生活の変化

[属性事項] 年齢、性別、配偶者の有無、同居人の有無・数、収入を得ている同居人の数、教育・就業状態、居住形態(住宅の種類、持ち家か否か)、世帯の年間収入

4 調査の方法等

(1) 調査期日：令和3年12月1日

(2) 調査の流れ：内閣官房 → 調査実施事務局※ → 報告者

(3) 調査の方法

※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施

①令和3年11月下旬に調査実施事務局から報告者あてに調査書類を郵送

②報告者は「オンラインにより回答」又は「調査票に回答を記入の上、郵送により回答」のいずれかの方法を選択し、令和4年1月21日までに回答

5 集計事項

○孤独感が高い人や孤立度合いが大きい人の属性・傾向(年齢、性別、教育・就業状況等)など、孤独・孤立の実態を概括的に把握するために必要な結果を集計

○具体的には、年齢、性別、配偶者の有無等の「属性事項」と「孤独に関する事項」、「孤立に関する事項」とのクロス集計などを実施

6 結果の公表

○調査の結果は、インターネットにより令和4年4月8日に公表